

平成27年労第147号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、会社A（以下「会社」という。）に採用され、平成〇年〇月〇日、B県B市所在のB〇本部に取締役〇部長として赴任し、平成〇年〇月〇日からは専務執行役員〇部長として業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、B市内の実家において、車中で死亡しているところを母親に発見された。

死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午後〇時頃、直接死因：一酸化炭素中毒、死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、被災者は平成〇年〇月〇日の自殺を図る直前に、ICD-10診断ガイドラインの「F32.0 軽症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと述べている。当審査会としても、本件の経緯等に鑑みて、専門部会の当該意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷の出来事についてみると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事について」

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

まず、平成〇年に被災者が取締役を解任され、その頃から正常な認識、行

為、選択能力が阻害されたと請求人らが主張する件については、決定理由書第2の2の(2)のイに説示するとおり、被災者には平成〇年に取締役を解任された事実は認められるものの、発病から6か月以上前のことであるから、発病6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務による出来事としては評価できない。

また、請求人らは、被災者は会社から過大なノルマを課されたり、C社長から業務上の範囲を超えるパワハラを受け続けたことにより、自殺に至った旨主張する。しかしながら、一件記録及び請求人らが提出した資料には、請求人らの上記主張を裏付けるものではなく、他にこれを認めるに足りる客観的かつ適確な証拠がないことは、決定書理由第2の2の(2)のエに説示するとおりである。なお、請求人らは、上記主張に関連して、被災者が会社から反省文の提出を求められたと主張するが、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、これも通常の業績評価の枠内で行われたものであるとみることが相当であり、業務の範囲を超えるものであったとは認められない。被災者には発病前4か月目などに60時間程度の時間外労働時間数が認められる。当該事実は、認定基準別表1の具体的出来事「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」に照らし検討しても、評価期間における時間外労働時間数がいずれの月も80時間未満であることから、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(4) したがって、当審査会としても被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、「強」には至らないものと判断する。

4 以上のとおりであるので、被災者に発病した本件疾病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。